

判 決 要 旨

- 1 平成24年大法廷判決は、平成18年改正法による4増4減の措置がとられた後、投票価値の不平等の存する状態の解消に向けた法改正が行われることがないまま平成22年7月11日施行された参議院議員通常選挙（平成22年選挙）について、選挙区間の較差が示す投票価値の不均衡は、投票価値の平等の重要性に照らしてもはや看過し得ない程度に達しており、これを正当化すべき特別の理由も見いだせない以上、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたというほかないが、上記選挙までの間に定数配分規定を改正しなかったことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえず、定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということとはできないと判示した。
- 2 平成27年法律第60号（平成27年改正法）による改正後の公職選挙法14条、別表第3の参議院（選挙区選出）議員定数配分規定の下で、平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙（本件選挙）当時において、選挙区間の最大較差は1対2.97となった（本件選挙当日時点では1対3.077）が、このような較差が示す選挙区間における投票価値の不均衡は、投票価値の平等の要請の重要性に照らせば、看過し得ない程度に達していると認められる。
- 3 ところで、平成25年7月に平成25年選挙が施行されて以来、参議院において、同年9月から平成27年5月までの間、平成24年大法廷判決を踏まえた選挙制度の在り方についての協議が重ねられたが、選挙区間の投票価値の較差を是正する必要があることについては各会派の認識は一致していたものの、都道府県を選挙区の単位とする選挙制度の仕組み自体の見直しの方向性についての各会派の意見は一致を見なかった。一方、昭和22年の参議院議員選挙法制定以来、一貫して、都道府県を選挙区選挙の

単位とする選挙制度が続いてきた我が国において、これと異なる新たな制度を導入するに当たっては、周知期間を十分に確保するとともに、新制度の下で選挙を執行するための準備態勢を整える必要があり、平成27年7月ころまでには改正法を成立させる必要があった。そこで、国会においては、都道府県を選挙区の単位とする現行の選挙制度の仕組みを基本的には維持しながら一部の選挙区について合区を行うとともに、その余の一部の選挙区においてその定数を増減することにより、一定程度選挙区間の投票価値の較差の是正を図る内容の平成27年改正法を同月28日に成立させ、改正法の附則に「平成31年に行われる参議院の通常選挙に向けて、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得る」旨を定めたものである。

以上のような国会の対応は、本件選挙の施行に向けた参議院の選挙制度の改革のためのやむを得ない措置であったと認められ、本件選挙に向けて平成27年改正法を成立させたことが、国会の裁量権の行使として不合理なものであったとは認め難い。

以上のような平成27年改正法の立法の経緯に鑑みれば、本件定数配分規定の憲法適合性についても、本件選挙当時においてなお存在していた看過し難い程度に達している投票価値の不均衡を正当化すべき特別の理由があるというべきである。

- 4 以上によれば、本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、いまだ違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたということはできないから、本件選挙当時における定数配分規定が、憲法に違反するということはできない。